

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年7月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 子育て推進課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年6月18日から令和元年7月3日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 子育て推進課所管の施設の指定管理者について、協定書及び仕様書に基づき、適切な予算管理と事業実施を行うように指導・監督に努めること。	1. 各種帳簿等の調査を含み、指定管理者に対し年3回以上、適切な予算管理を行うよう指導する。 なお、今年度は、より綿密に指導することとし、適切な予算執行に努めさせる。